豊中市中学校給食調理業務等委託事業者選定に係る 採点方法及び手順について

1.採点方法

調理事業者の選定においては下記内容を総合的に判断し、資料 6-B「豊中市中学校給食調理業務等委託事業者選定評価基準書に基づき」加点方式により採点する。

<内容>

- ①提案書
- ②工場等の視察
- ③給食試作、帳票類の審査
- ④プレゼンテーション

2.採点の考え方

資料 6-B「豊中市中学校給食調理業務等委託事業者選定評価基準書」に基づいて、各評価項目につき4段階で評価する。ただし、全てにおいて提案内容は実施要領並びに仕様書の記載内容を満たしていることとする。

なお、評価項目に「D」の評価が1つでもある場合は失格とする。

<評価基準>

- A. 特に優れている
- B. 優れている
- C. 良い
- D. 劣っている

<評価項目・配点区分>

	評価項目		配点区分
1	経営管理	①経営状況	A:6 点 B:4 点 C:2 点 D:0 点
		②事業実績	
2	見積価格		A:9 点 B:6 点 C:3 点 D:0 点
	献立・調理作業管理	①調理施設・設備	A:9点 B:6点 C:3点 D:0点
3		②食材調達、管理の体制	
		③給食調理体制	
		④衛生管理体制	
4	配送・配膳体制		A:9 点 B:6 点 C:3 点 D:0 点
5	危機管理体制		A:9点 B:6点 C:3点 D:0点
6	調理員等の育成		A:6点 B:4点 C:2点 D:0点
7	受託に対する考え方・抱負		A:6点 B:4点 C:2点 D:0点
8	給食試作・帳票類		A:9点 B:6点 C:3点 D:0点

評価項目「1.経営管理 ①経営状況」については税理士のアドバイスを参考に採点することとする。

3.選定について

- ・資料 6-B「豊中市中学校給食調理業務等委託事業者選定評価基準書」にて審査し、最も適合していると認められる事業者を優先交渉権者として選定する。
- ・審査は各ブロック同時に行い、点数が高い提案者より優先交渉権者となり、順に希望ブロックを決定していく。
- ・複数の提案者が同点となった場合は評価項目「献立・調理作業管理」の合計点数が高い候補者を優先交渉権者とする。
- ・複数ブロック応募をした提案者がいずれかのブロックの優先交渉権者となった場合は、ほ かのブロックの評価には原則参加できません。

万が一、空白ブロックが生じた場合、他ブロックで優先交渉権者となった評価順位の高い 優先交渉権者から順に、契約交渉を行うものとします。